

介護休業法(下)

介護と人生 仕事・子育てとどう両立させる?

日本エルダーライフ協会 代表理事
ケアライフアドバイザー

柴本美佐代

日本エルダーライフ協会 代表理事
ケアライフアドバイザー

介護休業制度を使うため
く雇用主もいます。

には取得の2週間前までに
会社への申請が必要です
が、勤め先に対してもどの
タイミングで介護について
の相談をすれば良いでしょう

現状ではほとんどの企業
に介護に詳しい担当者がい
ませんから、時には必要以
上に勤務に対して不安を抱

り立しやすいから」という
理由で、それまでの業務か
ら外され、全く違う部署に
配属されたという話も少な
くありません。

特に管理職の方や、出張
が多い仕事など介護しながら
仕事をするのが難しいと
考えられる方は、介護が始
まった時点で真っ先に職場
に相談するのはお勧めでき
ません。

有給休暇が使えるなら、
まずそれを使って親族との
話し合いを行い、介護の方
針を決めましょう。その上
で必要ならば、介護休業の



8

勤め先への相談の時期はいつ?

介護者の権利として介護
休業制度を利用するだけで
なく、職場の人間関係を保
つための気遣いも介護と仕
事の両立のために必要だ
と考えましょ。

申請をするときに「介護保
険の利用手続きや入所等の
準備をすること、休業して
たための環境を整えること」
をきちんと伝えましょ。

まだまだ日本の企業には
社員に対する介護の相談窓
口を整備しているところは
多くありません。今の仕事
を続けたいと意思表示をし
て、そのための環境を整え
る介護休業であることをし
つかりと伝える必要があり
ます。今後は企業の側にも
介護する社員に対して、ア
ドバイスできるような介護
に詳しい相談者の設置が求
められるでしょう。そして
休業中は同僚や上司に負担
がかかりますから、職場へ
の配慮を十分に行うことで
休業後の復帰がしやすくな
ります。